

官報

號外

明治三十九年一月二十六日

金曜日

印刷局

○第二十二回 帝國議會 衆議院議事速記録第三號

明治三十九年一月二十五日(水曜日)午後一時六分開議

議事日程 第二號 明治三十九年一月二十五日

午後一時開議

- 第一 臨時事件費支辨ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第三 國債整理基金特別會計法案(政府提出) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第五 非常特別稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第七 軍艦水雷艇補充基金ノ組入ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第九 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第十一 明治三十一年法律第三號廢止法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第十三 產業試驗費講習費國庫補助法案(政府提出) 第一讀會
- 第十四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第十五 生絲檢査法案(政府提出) 第一讀會
- 第十六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第十七 明治三十八年勅令第百九十四號(承諾ヲ求ムル件)(政府提出) 第一讀會
- 第十八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第十九 會計法中改正法律案(小川平吉君外三名提出) 第一讀會

○副議長(箕浦勝人君) 諸君、一昨日公報ヲ以テ御報道致シマシタ通、杉田定一君が衆議院議長ニ勅任ニナリマシタ、因テ茲ニ新任ノ議長ヲ御紹介致シマス

(杉田定一君登壇)

○(杉田定一君) 不肖今般衆議院議長ノ御任命ヲ一昨日辱ウ致シマシタ、是レ全ク諸君御推薦ノ然ラシムルコト感謝ヲ致シマス次第デゴザリマス、退イテ願ミマスルニ、不肖ノ身ヲ以テ此重任ニ堪ユルヤ否ヤト云フコトニ付イテハ、甚ダ恐懼ノ至リニ堪ヘナイ次第デゴザリマス、併ナガラ誠實ニ公平ニ職務ヲ執ルノ考デゴザリマス、何卒諸君ノ御補助ニ依リマシテ、此職務ヲ全ウ致サンコトヲ希望致シマス次第デゴザリマス、茲ニ一言以テ就任ノ御挨拶ヲ致シマス

(拍手起ル)

○(岩本晴之君) 私ハ先例ニ從ヒマシテ、年長者タルノ故ヲ以テ、議員一同ヲ代表シテ、議長杉田定一君ニ御挨拶ヲ申上ケマス、君ハ本院ノ衆望ニ依リ、今般前議長松田正久君ノ後任トシテ補缺ニ本院議長ニ御當選ニナリマシテ、去ル二十三日本院議長ニ御任命ニナリマシタル段ハ、吾々一同ノ敬祝スルトコロデアリマス、本期議會ハ戰後ノ經營ト、豫算ニ、法律案ニ、重要ナル問題ガ極メテ多ク、且ツ世界ノ大勢ト我國ノ發展トニ伴ヒ、益々立法部ノ任務ニ至ッテモ亦重キヲ加ヘマスガ、此時ニ當ラレマスル君ノ御勤勞ハ、實ニ察スルニ餘リアルコト、存シマス、希クハ慎重御自愛御勉勵御盡力下サルコトヲ希望シマス

(拍手起ル)

(副議長箕浦勝人君議長席ヲ退キ議長杉田定一君議長席ニ著ク)

○議長(杉田定一君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス

(書記朗讀)

一月二十五日

一去ル二十二日箕浦副議長ヨリ議長候補者選舉ノ結果ヲ奏上シタルトコロ一昨二十三日西國寺内閣總理大臣ヨリ同日從四位杉田定一議院法第三條ニ依リ衆議院議長ニ任セラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

臨時事件費支辨ニ關スル法律案

國債整理基金特別會計法案

非常特別稅法中改正法律案

軍艦水雷艇補充基金ノ組入ニ關スル法律案

鐵道敷設法中改正法律案

明治三十一年法律第三號廢止法律案

産業試驗費講習費國庫補助法案

生絲検査法案

明治三十八年勅令第九十四號(承諾ヲ求ムル件)

委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

豫算委員長 栗原 亮一君

同理事 森本 駿君

同理事 佐々木 正藏君

同理事 安達 謙藏君

決算委員長 栗塚 省吾君

同理事 大熊 三之助君

同理事 山本 悌二郎君

同理事 福島 宜三君

請願委員長 竹越 與三郎君

同理事 福井 三郎君

同理事 松浦 五兵衛君

同理事 中倉 万次郎君

同理事 久保 伊一郎君

同理事 鈴木 久次郎君

懲罰委員長 磯部 四郎君

同理事 鈴木 久次郎君

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

明治三十九年度歳入歳出總豫算案並明治三十九年度各特別會計歳入歳出

豫算案

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件

臨時軍事費豫算追加案

(第一號)明治三十八年度歳入歳出總豫算追加案

(第二號)同上

(特第一號)明治三十八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

(追第一號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件

○議長(杉田定一君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮リ申スコトガゴザイマス、重岡薫五郎君ヨリ、病氣ノタメ、本月二十二日ヨリ三週間ノ請暇願書が出テ居リマス、許可シテ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイモノト認メマス、石田貫之助君ヨリ、父病氣危篤ノタメ、歸省ニ付キマシテ、本月二十四日ヨリ三週間ノ請暇願書が出テアリマス、許可シテ差支ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナイモノト認メマス、齋藤良輔君ヨリ、病氣ニ付キマシテ轉地治療ノタメ、本月二十八日ヨリ三週間請暇ノ願書が出テ居リマス、許可シテ御異議

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナイモノト認メマス、齋藤良輔君ヨリ、病氣ニ付キマシテ轉地治療ノタメ、本月二十八日ヨリ三週間請暇ノ願書が出テ居リマス、許可シテ御異議

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナイモノト認メマス、齋藤良輔君ヨリ、病氣ニ付キマシテ轉地治療ノタメ、本月二十八日ヨリ三週間請暇ノ願書が出テ居リマス、許可シテ御異議

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナイモノト認メマス、山下重威君ヨリ公務多忙ニ付キマシテ、本月二十二日ヨリ二月二十一日マデ、三週間ノ請暇ノ願書が出テ居リマス、許可シテ差支アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガアル以上ハ、決ヲ採リマス、許可スルコトニ御同意ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガアル以上ハ、決ヲ採リマス、許可スルコトニ御同意ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

起立者 無

(「反對々々」又ハ「議長ノ宣言ハ遠方ニハ聽エマセヌ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) スウ云フノデス、山下重威君ハ公務多忙ニ付キ、本月二十二日ヨリ三週間ノ請暇ヲ請フト云フノデス

(「異議アリ異議アリ」ト呼フ者多シ)

○議長(杉田定一君) 是ヲ許可スルコト云フ方ノ御起立ヲ願ヒマス

起立者 無

○議長(杉田定一君) 御起立ゴザイマセヌカラ、許可セザルコトニ決シマス

(拍手起ル)

○議長(杉田定一君) 御起立ゴザイマセヌカラ、許可セザルコトニ決シマス

(拍手起ル)

○議長(杉田定一君) 内閣總理大臣侯爵西園寺公望君

(内閣總理大臣侯爵西園寺公望君登壇)

(拍手起ル)

○内閣總理大臣(侯爵西園寺公望君) 諸君、本大臣ハ曩ニ大命ヲ恪ミテ重責ヲ荷ヒ、今日茲ニ親シク諸君ニ對シテ、大政ニ關スル所見ノ梗概ヲ陳述致シマスルハ、本大臣ノ深ク光榮トスルコロデゴザイマス、願ミレバ去ヌル三十七年露國ト露端ヲ啓クニ當リマシテ、軍國ノ經營、内外ノ施設、悉ク正鵠ニ適ヒ、時局ニ應ズルノ措置ニ於テ遺算ナク、戰捷ノ偉功ヲ奏シ、能ク國威ヲ發揮スルコトヲ得マシタノハ、上 陛下ノ御稜威ニ由リ、下將卒ノ勇烈ナルニ因ルハ勿論デゴザイマスガ、抑亦我國民ガ義勇奉公ノ聖旨ヲ奉體シ、朝ニ野ニ各其分ニ從ヒ、其職ニ應ジ、忠誠ヲ披瀝シ、舉國一致ノ實ヲ示シタルノ效果ト申サネバナラヌデゴザイマス、而シテ米國大統領ノ平和ヲ重シ、進ンデ忠言ヲ帝國及露國ニ致スヤ、我 天皇陛下ハ深ク其好意ヲ諒シタマヒ、露國ト和好ノ條約ヲ締結シタマヒ、平和ノ克復ヲ見ルニ至リマシタノデゴザイマス、我國民ガ此昭代ニ遭遇シテ、協力一致振古未曾有ノ鴻業ヲ贊襄スルコトヲ得タルノハ、本大臣ノ諸君ト共ニ慶賀ニ堪ヘザルコロデゴザイマス、曩ニ英國ト改締ニナリマシタ、協約ハ、能ク

時運ニ適シ、其效果ノ著シク東洋平和ノ保障ハ之ガタメニ愈々確實ニナリテ、
 ス(「ノウ」ト呼フ者アリ)向後此保障ヲシテ益々牢固ナラシメ、以テ永遠ニ其目的ヲ
 達セネバナラヌデゴザイマス、而シテ韓國ニ對スル帝國ノ關係モ、數次ノ協約ヲ經マシ
 テ、益々密接ヲ加ヘ、能ク帝國ノ地位ヲ明確ニスルコトヲ得マシメタデゴザイマス、帝
 國ガ交戦ニ際シテ、執リタル正義ト公平トハ、深ク列國ノ同情ヲ得マシメ、平和克復後、
 締盟各國トノ交際ハ益々親交ヲ加ヘマシタノモ、亦大ニ喜ブベキコト考ヘマス、我國ガ
 戰捷ノ效果ヲ完全ニ收メ、愈々國運ノ隆興ヲ期スルニ於テ、舉國一致ノ力ニ倚ルハ、猶軍
 國ノ際ノ切ナルニ讓ラヌト存ジマス、彼ノ滿洲ノ經營、韓國ノ保護ハ共ニ帝國ノ應ニ努
 ザルベカラザルトコロデゴザイマス、國力ノ發展ハ、一日モ緩クスルコトハ出來ヌデゴザイマス、
 即チ内ニアデハ財政ヲ鞏固ニシ、陸海軍ノ充實、及産業ノ發達ヲ圖ラナケレバナリマセ
 ス、又教育ノ普及ト學術ノ進歩ヲ講ゼネバナラヌデアリマス、從テ之ノ伴フ諸般ノ政務
 モ、亦大ニ改善ト進歩ヲ圖ラネバナラヌデゴザイマス、外ニアリマシテハ帝國ガ滿洲ニ於テ
 獲得シタル利權ノ實效ヲ收メ、韓國トノ協約ニ基キ、保護ヲ完ウスルニ於テ違算ナク
 指導啓蒙ノ道ニ於テ、缺クルトコロナキヲ務ムルハ、共ニ急要措クベカラザルコト、考
 ヘマス、又清國ト益々親睦ヲ敦ウシ、我帝國ノ至誠ヲ貫徹セシメ、共ニ文化ノ嚮ニ併進
 スルハ、齊シク外交ノ急務デゴザイマス、其他戰捷ニ由リテ獲タル光榮ト利權トヲ永ク
 維持シ、益々之ガ伸張ヲ期スルニ於テ必要ナル施措頗ル多イノモ、亦分明デゴザイマス、
 之ヲ要スルニ、現今内外ノ事務ハ至繁デアデ而モ一ツトシテ緊要ナラザルモノハナイノデ
 ゴザイマス、即チ政費ノ増加ヲ來スハ必然ノ勢デゴザイマス、我國民ハ戰時ニ於ケル熱
 誠ヲ更ニ發揮シ、此ノ重大ナル負擔ニ任ズルノ覺悟ガナケレバ、帝國ノ光榮ヲ無窮ニ傳
 ヘ、帝國ノ利權ヲ伸張スルコトハ出來ヌデゴザイマス、今ヤ我國民ハ上下心ヲ一ニシ、
 舉國一致以テ、戰後經營ノ大計ヲ樹ツベキノ秋ト存ジマス、本大臣ハ此大責任アル樞
 機ニ當リマシテ、實ニ恐懼措ク能ハザルノデゴザイマス、然レドモ亦奮ツテ蹇々匪躬ノ節ヲ
 竭サンコトヲ竊ニ期シテ居リマス、諸君モ亦國家ノ此時運ニ際シ戰後經營ノ大經綸ヲ
 畫スルニ於テ、協力一致國論ノ一定ニ努メラレンコトヲ、本大臣ハ切ニ希望シマス、
 政府ハ以上陳述致シマシタ方針ニ基キ、漸次畫策ヲ立テ、諸君ノ協賛ヲ得テ、之ガ實
 行ヲ期セント欲スルノデゴザイマス、而シテ本議會ニ提出シ、又提出セントスル豫算案及
 法律案ハ、現下ノ急ニ應ズルニ於テ、已ムヲ得ザルモノデゴザイマス、此諸案ノ詳細ニ至
 リマシテハ、本大臣及當局大臣ニ於テ、隨時説明致シマス、諸君、本大臣ハ、終リニ臨
 ンデ諸君ガ此國家緊要ナル時局ニ際シ、能ク政府ノ意ノアル所ヲ諒セラレ、和衷協同、
 以テ協贊ノ任ヲ竭サレンコトヲ希ヒマス

(拍手起ル)

○議長(杉田定一君) 阪谷大藏大臣

(大藏大臣法學博士阪谷芳郎君登壇)

○大藏大臣法學博士阪谷芳郎君 諸君、本大臣ハ茲ニ明治二十九年歳入歳
 出總豫算、及各特別會計ノ豫算、竝ニ明治二十八年歳豫算ノ追加、及臨時軍事實費
 特別會計豫算ノ追加ヲ提出シ、是ヲ諸君ニ紹介スルノ光榮ヲ有シマス、臨時費特
 別會計ノ豫算ハ是マデ數次御協賛ヲ得マシタデゴザイマス、戰役ノ發展ニ伴ヒマシ
 テ、不足ヲ充タシマシタノト、尙軍隊ヲ引揚ケマスルシ、及行賞ニ要スル諸費等ノタメニ
 不足ヲ生ズル次第デゴザイマシテ、追加ヲ要求致シマスデゴザイマス、其金額ハ凡ソ五
 億一千萬圓デゴザイマス、此中ニ支出ガ既ニ切迫致シマシタガタメニ、去ル十二月
 中、勅裁ヲ經テ臨時支出ヲ致シマシタモノガ、六千萬圓デ、之ヲ差引キマス、今回要求
 致シマシタコロノ金額約四億五千萬圓デゴザイマス、是ハ何レモ臨時ノ費途デアリマス
 ルカラシテ、總テ其財源ハ公債ニ據ルノ計畫ヲ立テマシテゴザイマス、尤モ既ニ募集シテア
 リマスルトコロノ公債ガゴザイマス、即チ約八千八百萬圓ハ、既ニ募集済ニナリマ
 リマスルカラ、之ヲ差引キマス、云フ、新ニ募集ヲ要シマスルトコロノ金額ハ、約三億
 六千二百萬圓デゴザイマス、ソレカラシテ三十八年度ノ追加ハ、是ハ臨時事件ノ豫備費
 ノ不足デゴザイマシテ、其豫算ハ當初八千萬圓デゴザイマシタノデスガ、時局ノ進行ニ伴
 ヒマシテ、公債ノ利子其他ニ於キマシテ巨額ノ支出ヲ要スルコトニナリマシテ、其追加ヲ要
 シマスルトコロノ金額ハ、約三千六百萬圓デゴザイマス、是亦既ニ支出ノ急ニ迫リマシタ
 ガタメニ、去ル十二月中ニ於キマシテ勅裁ヲ經テ緊急支出ヲ致シマシタ金高ガ二千八百八
 十萬圓餘デゴザイマス、此度豫算トシテ追加致シマスルトコロノ、金額ハ七百二十
 萬圓デゴザイマス、是ハ總テ前年度ノ剩餘金ヲモチマシテ、其ノ財源ニ充テルト云フ計畫
 ヲ立テマシテゴザイマス、ソコデ此臨時事件豫備追加ノ外ニ、今一ツ三十八年度ノ追加
 豫算四千六百七十餘萬圓ノモノガ出テアリマス、是ハ公債ノ整理ニ關係致シマスモノ
 ト、其他普通ノ支出ニ屬シマスモノガ見込シテゴザイマス、即チ大部分ハ公債ノ
 整理ニ關シマスモノデゴザイマシテ、即チ其財源ハ昨年募集致シマシタコロノ整理公
 債ノ募集金、及國庫ノ剩餘金トヲ以テ支辨スル計畫ヲ立テ、ゴザイマス、三十九年
 度ノ豫算ハ歳入歳出各四億九千九百萬圓デゴザイマス、來年度ニ於キマシテハ、既ニ
 平和克復セラレタコトデゴザイマス、戰爭中一時繰延若クハ停止シテアリマシタコロ
 ノ事業ニシテ商工業ノ發達ニ伴ヒマシテ差措クベカラザルモノハ、ソレノ經營スルコ
 トニ豫算ヲ立テマシテゴザイマス、其重ナルモノヲ一、二舉ゲテ見マスレバ、横濱神戸ニ於
 ケルトコロノ海陸聯絡ノ工事及税關ノ設備、又鐵道ノ建設改良、電話ノ架設、ソレカ
 ラ製鐵所ノ擴張、是等ノモノハ商工業ノ發達ト共ニ必要止ムベカラザルモノト認メテ、相

當ノ計畫ヲ立テマシテゴザイマス、即チ時局ニ關係ナク通常ノ歲計ニ於キマシテハ、約二億三千五百萬圓ヲ要求致シテゴザイマス、此中ニ鐵道電話ノ如キ事業ニ屬シマスルコロノモノハ公債ニ依ルノ計畫ヲ立テマシテゴザイマス、又明年度ノ豫算中ニ於キマシテ時局ノ關係ヨリ生シマシタコロノ費用ガ約二億五千七百萬圓ゴザイマス、是ハ即チ日露戰爭ノ結果トシテ生シマシタノデ、三十九年度ノ一般會計ノ方ニ編入セラレタ高デゴザイマス、此中ニ經常部ニ屬シマスルコロノモノガ、一億七千二百萬圓餘ゴザイマス、是ハ即チ公債ノ元利恩給年金等ノ如キ、必要已ムベカラザルトコロノモノデゴザイマス、此經常費ノ増加ニ對シマシテハ、即チ戰時稅ヲ繼續シマシテ、一億六千萬圓ノ財源ヲ之ニ充テ、尙從來ノ歲計ノ内カラ約千三百萬圓餘ヲ此方ニ向ケマシテ、即チ時局ノメニ生シタル經常費ノ増加、一億七千餘萬圓ニ對シテハ、經常ノ歲入ヲ以テ之ニ充テル計畫ヲ立テマシテゴザイマス、又時局ニ關係致シマスル臨時費ノ高ハ、八千四百萬圓餘ゴザイマス、是ハ臨時事件豫備費ト云フ名目ノ下ニ一括シテ總テ大藏省ノ所管ニ豫算シテゴザイマスガ其内容ハ即チ陸海軍ノ復舊費、其他戰役ノ殘務ニ伴フ費用等デゴザイマス、是ハ所謂臨時ノ費途デゴザイマスルカラシテ、陸海軍ノ不用物品拂下代、其他ノ收入ヲ以テ充テマシテ、尙不足スルトコロノ財源六千八百萬圓ハ公債ニ據ルノ計畫ヲ立テマシテゴザイマス、即チ前ニ述ベマシタ臨時軍事費、特別會計豫算ノ不足、竝ニ此臨時事件費ニシテ一般會計ニ編入セラレタモノ、中、六千八百萬圓、是ハ即チ總テ臨時ノ性質ノモノデアルニ依ッテ、公債ヲ以テ支辨スルト云フ計畫ヲ立テタ次第デゴザイマス、ソレハ是迄日露戰爭ニ關係致シマスルコロノ經費ノ大部分ハ、即チ公債ニ依リマシタ次第デ、既ニ今日マデ發行ヲ致シマシタ公債ノ高ハ十二億八千萬圓ニ上ッテ居リマス、ソレニ只今申シタ公債ヲ差加ヘルト云フト、此三十九年ノ末ニ於キマシテハ、公債ノ高ガ十七億圓餘ノ高ニ達シマスル次第デゴザイマス、故ニ公債ヲ將來ニ於キマシテ整理償還スルト云フコトハ、非常ナル大切ナル問題ニ相成リマシタノデゴザイマスカラ、此度ノ財政計畫ニ於キマシテハ、特ニ此公債ノ整理償還ノ事ニ付キマシテ重キヲ措キマシテ、其方法ヲ立テマシタコロノ法律案モ提出シテアリマスル次第デゴザイマス、即チ戰時稅ヲ繼續シテ、永久財源ノ不足ヲ補ッテ歲計ヲ裕カナラシメ、又別ニ公債整理ノ方法ヲ確實ニシテ、内外ノ信用ヲ厚ウスル、此二ツノ事ハ此度ノ財政計畫ニ於キマシテハ、最モ大切ナコトニ屬シマスルノデゴザイマス、以上ヲ以テ財政計畫ノ大要ヲ説明致シマシタ次第デアリマス、願クハ慎重審議セラレ速ニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望シマス

○大石正己君 總理大臣ノ施政ノ方針ニ關スル(演壇々々)ト呼フ者アリ(御)言ガアリマシタガ、甚ダ……(演壇々々)ト呼フ者アリ(演壇)登リマス

○大正己君 總理大臣ノ施政ノ方針ニ關スル御演説ハ謹聽致シマシタガ、中ニ御聲ガ小サクテ、如何ニモ聽取リ難イ點ガアリマシタカラ、モウ一應茲ニ御宣言ヲ願ヒタイ件ガアリマス、要スルニ其御演説中ニ、前政府ノ講和談判ニ關スル、如何ニモ御贊成ノ如クニ聽エルヤウナ箇條ガアリマシタ、是ハ果シテ前政府ノ講和談判ニ御満足ヲナサレテ居ルト云フ趣意デアルカ、ソコロ一應承リタイノデアル(「ヒヤ／＼」ト呼フ者アリ)是ハ殊ニ此際申述ベル必要ガアルト云フモノハ、戰後ノ經營ニ付テ、重大ナル問題ヲ議スルニ當リ、總理大臣ヨリモ申サレタ、所謂舉國一致、此事ニ當ランコトヲ望マル、ニ於テハ、此點ハ餘程明カニシテ置ク必要ガアル、元ト國民ガ講和談判ニ不満足ナルガタメニ、此前政府ハ倒レテ、新内閣ガ成立シタモノデアル、(「ヒヤ／＼」ト呼フ者アリ)又日本全國ノ同胞ガ此講和談判ノ結果ヲ満足ニ得サヘシタナラバ、決シテ非常特別稅ノ繼續ト云フ必要ハ起ラス、(「ヒヤ／＼」ト呼フ者アリ)此重大ナル負擔ヲ負ハサル、ト云フ根源ニ遡ッテ見レバ、即チ講和談判ノ前内閣ノ失敗デアル、(「勿論」ト呼フ者アリ)此失敗ヲ現内閣ニ向ッテ決シテ責メル趣意デハナイ、所謂立憲制ノ妙用ニ依ッテ、責任ハ其内閣毎ニ切捨テ往クト云フコトガ必要デアルカラ、敢テ此事ヲ現内閣ニ向ッテ質問スル積ハアリマセナシガ、如何ニモ之ニ贊成ノ如キ意味ガ聽エルノデアルカラ、此點一應承ッテ置キタイ

(内閣總理大臣侯爵西園寺公望君登壇)

○内閣總理大臣(侯爵西園寺公望君) 唯今大石君ヨリ私ノ聲ガ低クカタメニ、聽取リ難イコトコガアツタ、其所ニ付イテ聞キタイト申ス御質問デアツタカト考ヘマスガ、ソレハ講和談判ニ付イテ云々ト云フヤウニ聽エタト云フコトデアリマシタガ、講和談判ニ付イテ云々ト云フコトハ、私ハ申シマセナシタノデアリマス、是ハ日英同盟ノ愈々締結サレタニ付イテハ此先大ニ結構ナコトデアツテ、東洋ノ平和ハ之ニ依ッテ保チ、又此先ニ於テ、愈々之ヲ確實ニシテ、永遠ニ平和ノ目的ノ達シナケレハナラヌ、斯様ニ申シタノデアリマシテ、講和談判ニ付テハ、一言モ申シマセナシタ、此段御答致シテ置キマス

○波多野傳三郎君 唯今ノ總理大臣ノ御説明デハ、今少シ疑ヲ散ラサネハナラヌ(無用々々)ト呼フ者アリ(私)聞クトコロガ誤ッタナラバ別デアリマスガ、總理大臣ノ御演説中ニ「戰勝ノ效果ヲ完全ニ收メ」ト云フ言葉ガアツタ、私ハ記憶スルノデゴザイマス、蓋シ速記録ノ上ニ、之ハ殘ルデアラウト存ジマス、果シテ然リト致シマスレバ、講和談判ニ總理大臣ノ言葉ガ及ンデ居ル、即チ戰勝ノ效果ヲ完全ニ收メルトハ、講和談判、如何ニモ結構至極デアルト云フ意味ト私ハ信ズルノデアリマス(「ヒヤ／＼」ト呼フ者アリ)又ハ「無用々々」ト呼フ者アリ

(内閣總理大臣侯爵西園寺公望君登壇)

○内閣總理大臣(侯爵西園寺公望君) 唯今波多野君ヨリ御質問ノ如キコトガゴザ

イマシタガ、戰勝ノ效果ヲ收ムルト申スコトハ、無論私ハ申シマシタデゴザイマセウ、是ハ又效果ヲ收メテ、此先吾々國民タルモノガ、努メテ東洋ノタメ、又我國ノタメニ十分三努メナクテハナラヌコトデアリマス、之ニ付イテ講和談判云々ト云フコトハナカッタノデ、ドコマデモ講和談判ト云フ言ハ、私ハ用井タコトハアリマセヌ

(拍手起ル)

○菊池武徳君 議長

○早速整肅君 議長——議長

(「無用々々」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) ナンデス

○早速整肅君 大藏大臣ニ對シテ、モウ少シ御質問ガアリマス、唯今ノ御演說ニ付キマシテ、財政計畫ノ方針ト云フモノハ、大體ハ伺フコトガ出來タノデゴザイマスガ、其御演說ニ付キマシテ國債ノ整理ト云フコトニ重キヲ置イテ、計畫ヲ立テタト云フコトガゴザイマシタガ、此國債ノ整理ニ重キヲ置キナガラ一方ニ租税ノ整理ト云フコトヲ、眼中ニ置カヌノハ(「無用々々」ト呼フモノアリ)例ヘバ戰時稅ノ如キモノヲ、其儘ニ繼續スルト云フコトニ付イテハ、租税ノ整理ト云フコトハ、政府ハ少シモ之ヲ眼中ニ置カナカッタノデアル、一方國債ノ整理ニ重キヲ置ク必要ガアルナラバ、租税ノ整理ト云フコトモ、重キヲ置カナケレバナラヌコト、思ヒマス(「ヒヤ」ト呼フモノアリ)此租税ノ整理ト云フコトハ、少シモ眼中ニ置ク必要ガナイト考ヘルト、何レノ時機ヲ俟ツデ此租税ノ整理ヲスルト云フ御考デアルカ、承リタイ、ツレカラモウ一ツハ、公債ノ整理ニ重キヲ置クト稱シナガラ今同ノ財政計畫ニ依リマスルト云フト、臨時ノ費用以外ノモノニ對シテモ、矢張公債ヲ以テ支辨ヲスルト云フ計畫ガ出來テ居ル、是等ハ一方ニ公債ヲ整理スルト揚言ヲシナガラ、又一方ニ於テハ、公債ノ政略ガ非常ニ亂レテ來ルト云フ結果ニナリハシナイカト思フ、此點ニ關シテハ大藏大臣ハドウ云フ御方針デアルカ、公債ノ整理ニ重キヲ置クト稱シナガラ、一方更ニ公債政略ハ亂レト云フコトニナリマスレバ、將來ノ財政ノ計畫ハドウ云フ風ニ御立テニナルト云フ御積デアルカ、明治三十九年一年度ダケノ計畫デアリマスレバ、先ヅ暫ク之ヲ繼續スルトガ出來ルカ知レナイケレドモ、四十年以後ノ財政ト云フモノハドウナルサルカ、先ヅ是等ノ點ニ付イテ、御説明ヲ願ハナケレバ、此戰後ノ財政ノ方針ト云フモノハ、分ラナイト私ハ思フ、大藏大臣ニ向テ、是ダケノコトノ御説明ヲ願ヒマス

(「無用々々」ト呼フ者アリ)

(大藏大臣法學博士阪谷芳郎君登壇)

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君) 唯今ノ御質問ニ御答致シマス、凡ソ戰後ニ於キマシテハ、此公債ノ始末ト云フモノガ、最も大切デアリマス、故ニ先ヅ此借金ノ始末ヲ

付ケルト云フコトハ、大切ニシナケレバナラヌト云フコトハ、無論ノコトデアリマス、同時ニ租税ノ整理ト云フコトモ固ヨリナサネバナラス、併ナガラ凡ソ國家ノ前途ヲ見渡シテ見レバ、歲入ヲ減ズト云フコトハ、餘程ムツカシイ、即チ其範圍内ニ於テノ整理ハ固ヨリ努メネバナラヌデアリマス、是ハ又關稅定率法ノ改正其他モ追々提出致スコト、考ヘテ居リマス、ツレカラ、致シテ、臨時ノ性質ニアラザルモノヲ公債ノ支辨ニ移シタト云フ御尋デアリマスガ、ツレハ決シテ申シマセヌ、戰時中ハ臨時軍事費特別會計ト云フモノデ、一方デ整理ニナツテ居リマシタノガ、此度平和克復ニ付キマシテハ追々之ヲ經常ノ支出ニ移スベキモノハ、一般會計ノ計畫ニ之ハ入レナケレバナラス、其中ニ矢張臨時ノ性質ニ屬スルモノガアリマスノデ、其臨時ノ性質ニ屬スルモノト、臨時軍事費特別會計ノ不足、之ハ戰爭ノ結果カラ生ジタ臨時ノ費用デアルカラ、之ヲ公債ノ支辨ニスルト、斯ウ申シタノデアリマス、四十年度ノコトニ至リマシテハ、未ダ諸般ノ事情ノ具備セヌモノガゴザイマス、例ヘバ滿洲ニ關スル條約ノ如キモ、ヤツト近頃出來上ツタト云フヤウナ次第デ、諸般ノ事情ガ、未ダ茲ニ確タル具體的ノ案ヲ立テル場合ニハナツテ居リマセヌガ、之ハ次ノ年度ノ豫算ヲ計畫致シマスル場合ニ於キマシテ十分ナル計畫ヲ立テル考デアリマス

○菊池武徳君 序デナガラチヨット伺ツテ置キマス——私ハ大藏大臣ノ演說中ニ、時局關係ノ經常ニ屬スルモノハ、成ルベク經常性質ノ歲入ヲ以テ引當テタガ、臨時ニ屬スルモノハ、公債ヲ以テ支辨スルトコトニ計畫ヲ立テタト云フ今ノ演說デアリマシタ、是ハ唯今ノ御答辯ノ中ニモ、四十年度ノコトハ未ダ、確然タル計畫ハ立ツテ居ラヌト云ウコトデ、今度ノ臨時ニ屬スルトコロノ經費ト云フモノハ、其性質上ドウシテモ繼續費ノ性質ヲ帶ビテ居ルモノデアルカラ、是ガ來年度ニ至ツタナラバ、本年ト同シヤウニ臨時ニ是ハ公債ニスルト云フコトデアリマセウカ、若クハ租税ト云フ御考デアリマセウカ、或ハ此經費ハ來年ニナツテ出サヌデモ濟ムト云フ御考デアリマセウカ

(大藏大臣法學博士阪谷芳郎君登壇)

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君) イツレ又詳シイコトニナリマスレバ、委員會デ申述ベルコトニ致シマス

○菊池武徳君 財政ノ方針ニ關スルコトデアリマスカラ……

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君) 大體ニ於キマシテハ、臨時ノ性質ノモノハ、即チ此度ハ公債ニ仰グコトニシタ、ト斯ウ云フコトヲ御答シタノデゴザイマス

○議長(杉田定一君) 日程第一ニ移リマス、議會ハ省略致シマス

(恆松隆慶君「議會チヤアナイ」ト呼フ)

○議長(杉田定一君) 議會チヤアナイ、朗讀ヲ省略致シマス

第一 臨時事件費支辨ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

臨時事件費支辨ニ關スル法律案

第一條 臨時事件費支辨ノ爲政府ハ一時借入金ヲ爲シ、特別會計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ及公債ヲ募集スルコトヲ得

前項ノ一時借入金及公債ノ額ハ通シテ三億六千三百萬圓以內トス

第二條 臨時事件ニ因リテ生シタル陸海軍所屬ノ復舊其ノ他ノ事業ニ要スル經費及滿韓軍備ニ關スル臨時費支辨ノ爲政府ハ特別會計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ及公債ヲ募集スルコトヲ得

前項公債ノ額ハ七千萬圓以內トス

第三條 本法ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前二條ノ制限以外ニ公債ヲ募集シ又ハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

第四條 前三條ニ依ル一時借入金、特別會計ニ屬スル資金繰替及公債ヲ整理償還スル爲必要アル場合ニ於テハ第一條及第二條ノ制限以外ニ公債ヲ募集スルコトヲ得

第五條 政府ハ臨時軍事費出納上一時ノ不足ヲ補充スル爲其ノ歳入ヲ以テ償還スヘキ大藏省證券ヲ發行スルコトヲ得

前項大藏省證券ニ關シテハ前項ニ規定スルモノノ外總テ大藏省證券條例ヲ適用ス

第六條 一時借入金及公債ノ利率、募集借入ノ方法規約、据置年限及償還年限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 本法ニ依リテ發行スル公債ニ關シテハ本法ニ規定スルモノノ外整理公債條例ヲ適用ス

(大藏大臣法學博士阪谷芳郎君登壇)

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君) 此臨時事件費支辨ニ關スル法律案、之ハ既ニ唯今大體説明ノ中ニ盡シテ居リマスル、即チ公債ヲ募集スルト云フ法律デゴザイマスルガ、此事ニ付イテチヨット一言申シマスルノハ、此公債ヲ募集スルノ時機ガ、已ニ段段迫ッテ居リマスルカラ、此案ハ願クハ緊急ニ決議アラシコトヲ希望致シマス

○長谷場純孝君 本案ハ質問審査等ハ、委員會ニ附託スルコトニ致シマシテ、第二ノ議事日程ニ移ラシコトヲ希望致シマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○議長(杉田定一君) 議事日程第二ニ移リマス

○長谷場純孝君 本案ハ特別委員ヲ九名トシテ唯今政府委員ヨリ緊急決議ノ請求モゴザイマシタカラ、議長ニ於テ直ニ指名サレンコトヲ希望致シマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 議長ニ於テ、直チニ指名シテ差支アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、直チニ指名致シマス

(書記朗讀)

宮古啓二郎君

池松 豐記君

海野 謙次郎君

肥 塚 龍君

久保田與四郎君

坂口 仁一郎君

石 塚 重平君

鈴 置 倉次郎君

大久保弁太郎君

○議長(杉田定一君) 唯今指名ニナリマシタ委員諸君ハ、散會後直ニ第二委員會ニ御集リニナッテ、委員長理事ヲ選舉ノ上、議長ヘ御報告ニナルヤウニ致シタウゴザイマス

議事日程第三ニ移リマス

第三 國債整理基金特別會計法案(政府提出) 第一讀會

國債整理基金特別會計法

第一條 國債整理基金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

國債整理基金ハ國債ノ償還發行ニ關スル費途ニ使用スルモノトス

第二條 國債整理基金ニ充ツヘキ資金ハ毎年度一般會計ヨリ之ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ

前項毎年度一般會計ヨリ繰入ルヘキ資金中明治三十七八年戰役ニ關スル經費支辨ノ爲發行シタル國債及其ノ借換ノ爲ニ發行シタル國債ニ關スル分ハ年額一億千萬圓ヲ下ルコトヲ得サルモノトス

第三條 國債借換ニ依ル募集金其ノ他ノ收入金ハ直接ニ之ヲ國債整理基金特別會計ニ編入スヘシ

第四條 國債整理基金ハ金銀地金及有價證券ヲ以テ之ヲ保有シ其ノ他有利且確實ナル方法ヲ以テ之ヲ運用スルコトヲ得

前項ノ運用ハ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第五條 政府ハ計算上利益アリト認ムル場合ニ於テ國債借換ノ爲低利ノ國

債ヲ募集スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ利率、募集ノ方法、規約、据置年限及償還年限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

國債借換ノ爲發行スル國債ニ關シ本法ニ規定ナキモノハ整理公債條例ニ依ル

第六條 政府ハ計算上利益アリト認ムルトキハ額面以上ニテモ買入銷却ヲ爲スコトヲ得

第七條 國債整理基金ノ運用ヨリ生スル損益ハ本特別會計ノ所屬トシテ整理スルモノトス

第八條 國債整理基金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ翌年度ヘ繰越スヘシ

國債整理基金特別會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次繰越使用スルコトヲ得

第九條 政府ハ毎年國債整理基金特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

附則

第十條 本法ハ明治三十九年度ヨリ之ヲ施行ス

第十一條 本法施行前一般會計ニ收入シタル借換國債ノ募集金ニシテ本法施行ノ日ニ於ケル現在額ハ之ヲ本特別會計ニ繰入ルヘシ

明治三十八年度一般會計ニ於テ前項借換國債ノ募集金ヲ以テスル國債償還ノ歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ之ヲ本特別會計ニ繰越スヘシ

第十二條 償金特別會計法ハ明治三十八年度限り之ヲ廢止ス

償金特別會計ニ屬スル現金、有價證券及他ノ會計トノ計算ハ國債整理基金特別會計ニ歸屬スルモノトス

(國務大臣法學博士阪谷芳郎君登壇)

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君) 本案ハ國債ノ整理ニ關シマシル特別會計法ヲ設ケタイト云フ趣意デゴザイマス、既ニ大體ノ説明ニ於テ盡シタト考ヘマスルガ、是ハ整理公債ヲ募集致シテ參リマシムル金ヲ受入レ、及一般會計ニ繰入レマシテ、運用シテ參リマシム云フ趣意デゴザイマス、速ニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望シマス

○議長(杉田定一君) 日程第四ニ移リマス

第四 右議案ノ審査ヲ附託スヘキ委員ノ選舉

官報號外 明治三十九年一月二十六日

衆議院議事速記錄第三號

右議案ノ審査ヲ附託スヘキ委員ノ選舉

非常特別稅法中改正法律案 第一讀會

一七

○長谷場純孝君 モウ第四ニ徙移リニナリマシタノデスカ

○議長(杉田定一君) サウデス

○長谷場純孝君 ソレデハ此問題ハ、本期議會中ノ重要ナル問題ト認メマスカラ、三十六名ノ委員ヲ、議長ニ於テ指名サレンコトヲ希望致シマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 長谷場君ノ御發議ニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス——日程第五ニ移リマス——朗讀ハ省略致シマス

第五 非常特別稅法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

非常特別稅法中改正法律案

第一條 削除

第二十七條 削除

(大藏大臣法學博士阪谷芳郎君登壇)

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君) 是ハ増稅ヲ繼續致シタイト云フ簡單ナル法律デゴザイマス、是モ大體ノ説明ハ盡シテゴザイマスカラ、速ニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望シマス

○久保伊一郎君 此非常特別稅法ノ改正ニ付イテ、一言大藏大臣ニ御尋ラ致シタイ、政府ハ本期議會ニ郡村市街宅地ノ地價ノ修正案ヲ提出ニナルト云フコトヲ聞イテ居リマス、(問題外)ト呼フ者アリ)ソレデ果シテ提出ニナリマスルノデアリマスレバ、則チ此稅法ノ改正ニ付イテモ、狂ヒガ出來テ來マス、ソレハドウ云フコトニナラデ居リマスルカ、果シテ提出ニナルノデアアルカト云フコトヲ聽キタイ

(政府委員若槻禮次郎君登壇)

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今ノ御尋ニ御答致シマス、宅地ノ地價修正案ハ唯今調査中デゴザイマスカラ、イッレ提出ヲ致シマセウ、併ナガラ提出ヲ致シマスレバ、此ノ非常特別稅トノ聯絡ハ十分ニ取テ、其間ニ抵觸ヲ生ゼヌヤウニシテ提出致シマスカラ、差支ゴザイマセヌ

○鈴木總兵衛君 政府委員ニ質問致シタウゴザイマス、此非常特別稅法ハ、既ニ第二十七條ヲ削除スルト云フ提案ニナラデ居リマスルガ、此稅法タルヤ、軍事上ノ關係カラ一時ニ彌縫ノニ何割増トカ或ハ何分加ヘルト云フ事柄デ、根本的ヨリ設定シタ法案ト

ハ認メラレナイ、然ルニ是ヲハ繼續シテ長ク實行シヤウト云フナラバ、果シテ此案が適當ト認メテ、決シテ改正ヲ爲サヌデ宜イモノデアルカ、又改正スルト云フ意志ハ政府ニハナイノデアリマス、一應其邊ヲ伺フテ見タイ

〔政府委員若槻禮次郎君登壇〕

○政府委員(若槻禮次郎君) 先程大藏大臣カラ一應財政ノ事ヲ述ベラレマシタ如ク、此先デス、唯今ヨリモ租税ノ歳入ヲ大ニ減スルト云フ見込ハ付カナイ、是デケ歳入ハ大凡取ラナケレバナラヌト云フ、斯ウ云フコトデアル以上ハ、非常特別税ノ歳入デケハ是非此儘繼續シテ往ノガ至當デアル、但シ其内戰時中ニ作ツタ法律デゴザイマスカラ、或ハ幾分直サナケレバナラヌ所ガアラウト思ヒマス、先程ノ御尋ノ如ク、宅地ノ地價修正ハドウスルカト云フ、ソレ等ハ矢張非常特別税法ノ幾分惡ルイ所ヲ直シテ往ノデゴザイマス、或ハ關稅ノ定率法ヲ改正スルト云フヤウナコト、サウ云フヤウニシテ幾分直サナケレバナラヌ所ハ、追ミ直シテ參リマスガ、大體ノ收入ハ愛ニ必要ノアル以上ハ、繼續シテ取ル、斯ウ云フ風ニシテ、此非常特別税法ハ出シタノデアリマス

○鈴木總兵衛君 唯今ノ御説明デハ不分明デアリマスガ、金額ノ範圍内ヲ論ズルノデナイ、法律ガ根本的ニ變ヘナケレバナラヌコトガナイカ、ソレデ所得稅營業稅ノ如キ、イロイロ之ニ何割増ニスル、或ハ何分加ヘルトカ云フ、一時彌縫的ノ法律デナクシテ、之ヲ永久的ニスルト云フ、其邊ハ時機ヲ待ツテ改正スルト云フノデアリマスカ

〔政府委員若槻禮次郎君登壇〕

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今ノハチヨット御質問ガ分リ兼ネマシタガ、免ニ角將來ノコトハ惡ルイ所ガアリマスレバ直ス、唯今ハ免ニ角歳入ハ必要デアル故ニ出ス、斯ウ云フノデアリマス

○議長(杉田定一君) 日程第六ニ移リマス

第六 右議案ノ審査ヲ附託スヘキ委員ノ選舉

○長谷場純孝君 本案ハ議事日程第三ト大ニ關聯シタモノデゴザイマスト思ヒマスカラ、即チ第四ノ三十六名ノ議長ノ指名サレタコロノ同一委員ニ附託セラレンコトヲ希望シマス

〔贊成々々ノ聲起ル〕

○議長(杉田定一君) 長谷場君ノ御發議通御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス——日程第七ニ移リマス、朗讀ハ省略致シマス

第七 軍艦水雷艇補充基金ノ組入ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

軍艦水雷艇補充基金ノ組入ニ關スル法律案

軍艦水雷艇補充基金特別會計法第三條及第四條ニ依ル組入金ハ明治三十九年度ニ於テハ其ノ組入ヲ爲ササルコトヲ得

〔政府委員若槻禮次郎君登壇〕

○政府委員(若槻禮次郎君) 來年度ノトコロデハ、此軍艦水雷艇補充基金ノカラ法律ニ據リマシテ、一般會計カラ繰入レナケレバナラヌ、金ヲ繰入レマスノガ、財政上都合ガ出來兼ネル故ニ、一年見合ハスト云フ、斯ウ云フ法律案デアリマス、ドウゾ御審議ノ上ニ御協賛アラントラ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 日程第八ニ移リマス

第八 右議案ノ審査ヲ附託スヘキ委員ノ選舉

○長谷場純孝君 本案ハ議長指名ニテ九名ノ委員ニ附託セラレンコトヲ希望シマス

〔贊成々々ノ聲起ル〕

○議長(杉田定一君) 長谷場君ノ御發議通御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス——日程第九ニ移リマス、朗讀ハ省略致シマス

第九 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第二條第一項中山陰線ノ部「山口縣下山口近傍ニ至ル鐵道」ノ下ニ「及本線ヨリ分岐シテ鳥取縣下境ニ至ル鐵道」ヲ加フ

第七條第一項第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 北陸線及北越線ノ連絡線富山縣下富山ヨリ新潟縣下直江津ニ至ル鐵道

同項第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 山陰線定線京都府下舞鶴ヨリ兵庫縣下豐岡、鳥取縣下鳥取、島根縣下松江、濱田ヲ經テ山口縣下山口近傍ニ至ル鐵道及本線ヨリ分岐シテ鳥取縣下境ニ至ル鐵道中舞鶴ヨリ今市ニ至ル鐵道及本線ヨリ分岐シテ鳥取縣下境ニ至ル鐵道

同項第十號及第十一號ヲ削ル

第八條中「二十箇年」ヲ「二十五箇年」ニ改ム

(遞信大臣山縣伊三郎君登壇)

○遞信大臣(山縣伊三郎君) 鐵道敷設法中改正ヲ要シマスル趣旨ハ此理由書ニモ揭ゲテアリマス通、山陰山陽線並ニ北陸北越線ノ連絡ヲ整備セントスル單純ナル理由ニ過ギヌノデアリマス、即チ富山直江津間ノ七十五哩、之ヲ第一期線ニ追加シ、陰陽連絡線ヲ山陰線ニ改メテ、之ヲ今市ニ至ルマデノ所、ソレカラ其東端アル和田山福知山間ノ此十八哩ヲ延長シテ、サウシテ既成線ノ連絡ニ便ニシ、其需要ニ遺憾ナカラシメンコトヲ期スルノデアリマス、尙之ニ伴フ建築費、年度割等ノ改定ヲ要スル點モアリマスガ、詳細ノコトハ委員會ニ於テ申述ベルコトニ致シマス、何レモ必要デゴザイマスカラ、ドウゾ御協賛アラシコトヲ希望致シマス

○森本駿君 此案ニ付イテ極ク大體ノ質問ヲ致シタイト思フデス、是ノ如ク鐵道線路ノ變更ヲ致サレタ結果トシテ、二十箇年間ト云フモノヲ二十五箇年間ニ改メラレタノデアル、政府ノ御方針ハ五箇年延長セラレタル結果トシテ、線路ノ工事進行ハ如何ニセラルハカ、既定ノ工事進行程度ヲ矢張モテ往ッテ、今度新ニ加ヘタ方ヲ後ニセラル、見込アルカ、所謂年度割變更ノ案ノ上ニ於テ既定ノ工事進行モ、此案ノ結果トシテ變化ヲスルト云フ御見込アルカ、ソレヲ一應聞イテ置キタイト考ヘマス、ドウゾ御答辯ヲ願ヒマス

(遞信大臣山縣伊三郎君登壇)

○遞信大臣(山縣伊三郎君) 二十年ヲ二十五年ニ改メシタノハ、第一期線ニ追加シタモノガアリマスルカラ、ソレデ何分カ之ヲ延バスト云フコトニナル、又財政上ヲ都合ヨリモ無論ノコトデアリマス、併シ大體ハデス、是マデ極ッデ居ルモノト變リハナイノデアリマス

○森本駿君 然ラバ今度追加ニナタ分ガ五箇年ノ後ノ方ニ廻ルト云フ大體ト心得テ差支ナイデスカ

(「其通々」ト呼フ者アリ)

(遞信大臣山縣伊三郎君登壇)

○遞信大臣(山縣伊三郎君) 唯今チヨット伺漏ラシマシタノデアリマスルガ、後ノガ先ニ往タノデアリカ、斯ウ云フ御尋デアリマスカ

○森本駿君 斯ウ云フノデス、今度追加ニナル分ガ延バシタ五箇年ノ先ノ五箇年ニ廻ルノデアリカ、既定ノ線路ガ年度割ノ變更トシテ後ニ至ルト云フコトガアルカト云フ大體デ宜シウゴザイマス

○遞信大臣(山縣伊三郎君) ソレハ共ニヤッテ往クノデアリマスカラ……

官報號外

明治三十九年一月二十六日

衆議院議事速記第三號

議事日程第十乃至第十二ノ件

(九)

○森本駿君 サウスルト既定ノ線路モ變更スルコトガアルト見テ宜シウゴザイマス

○遞信大臣(山縣伊三郎君) サウデゴザイマス

○議長(杉田定一君) 日程第十二移リマス

第十 右議案ノ審査ヲ附託スヘキ委員ノ選舉

○長谷場純孝君 此法律案ハ關係ノ係ルトコロ廣クシテ、且重要ト認メマスカラ、二十七名ノ委員トシテ議長ノ指名ヲ望ム

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 長谷場君ノ發議ノ通御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス、日程第十一ニ移リマス、朗讀ハ省略致シマス

第十一 明治三十一年法律第三號廢止法律案(政府 第一讀會 提出)

明治三十一年法律第三號ハ明治三十八年度限り之ヲ廢止ス

(政府委員若槻禮次郎君登壇)

○政府委員(若槻禮次郎君) 北海道ノ鐵道ハ、是マデ一般會計ヲ經理ラシテ居リマシタガ、三十九年度カラハ之ヲ官設鐵道特別會計ノ下ニ合セテ經營スル考デゴザイマス、是ガ本案提出ノ理由デゴザイマス

○議長(杉田定一君) 日程十二ニ移リマス

第十二 右議案ノ審査ヲ附託スヘキ委員ノ選舉

○恆松隆慶君 議長百四十六番 代ッテ申シマセウ(笑聲起ル) 本日程ハ九名ノ委員議長指名アラシコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 恆松君ノ發議ノ通御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナシト認メマス、日程十三ニ移リマス、朗讀ハ省略シマス

第十三 産業試驗費講習費國庫補助法案(政府提出) 第一讀會

産業試驗費講習費國庫補助法

第一條 本法ニ於テ試驗場ト稱スルハ農事工業及水産ニ關スル試驗場、講習所ト稱スルハ農事工業及水産ニ關スル講習所ニシテ主務大臣ノ定メタル規程ニ依リ設立シタルモノヲ謂フ

第二條 本法ニ依リテ交付スル補助金ニ充ツル爲國庫ハ毎年金二十萬圓以內ヲ支出ス

第三條 主務大臣ハ府縣ニ於テ設立シ又ハ北海道地方費ヲ以テ設立シタル試驗場又ハ講習所ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

主務大臣ハ補助金ノ用途ヲ指定スルコトヲ得

第四條 補助金ノ交付ハ五箇年ヲ以テ一期トス但シ用途ヲ指定スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ期間滿了ノ後仍必要アルトキハ補助ヲ繼續スルコトヲ得

第五條 補助金ノ年額ハ試驗場又ハ講習所ノ經費總額ノ二分ノ一以內トス

第六條 主務大臣ハ郡市區立ノ試驗場又ハ講習所ニシテ成績顯著ナルモノニ對シ特種ノ試驗ニ要スル材料、機械又ハ裝置ノ費用ヲ補助スルコトヲ得但シ其ノ府縣ニ於テ設立シ又ハ北海道地方費ヲ以テ設立シタル試驗場又ハ講習所ニシテ同種ノ試驗ヲ行フモノアルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ補助金ノ額ハ材料、機械又ハ裝置ニ要スル費用ノ二分ノ一以內トス

第七條 試驗場又ハ講習所ニシテ其ノ管理不適當ナリト認メタルトキ、補助年期間其ノ經費ヲ繼續支出セサルトキ又ハ主務大臣ノ定メタル規程若ハ補助ノ條件ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ補助ヲ廢止シ、停止シ又ハ其ノ額ヲ減スルコトヲ得

第八條 主務大臣ハ工業ニ關スル實驗工場ニ囑託シ第二條ニ定ムル金額以內ニ於テ其ノ費用ヲ支給スルコトヲ得

附則

第九條 本法ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

府縣農事試驗場國庫補助法ハ之ヲ廢止ス

第十條 試驗場又ハ講習所ニシテ府縣農事試驗場國庫補助法ニ依リ補助ヲ受クルモノハ其ノ補助年期間本法ニ依リ補助ヲ受クルモノト看做ス

(農商務大臣松岡康毅君登壇)

○農商務大臣(松岡康毅君) 本案ハ御覽ノ通至テ簡單ナモノデゴザイマスガ、從來地方ニアリマスル農事試驗場、若クハ講習所ト申スモノニ、補助金ヲ與ヘテ居リマシタ、然ルニ時勢ノ進ムニ隨ヒマシテ、農事バカリ補助シテ居テハ不十分デアリマスノデ、是カラ工事ノ講習所、若クハ試驗場ト申スモノモ、矢張見計テ補助シテ行ク必要ヲ認メマシタ、ソレ故ニ此改正ヲ致シマスルノデゴザイマス、其補助ノ金額ダノ、場所ダノト申ス些細ナコトハ、イづレ又委員會ニ於キマシテ、詳シク申上ゲマスカラ御贊成ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 日程十四ニ移リマス

第十四 右議案ノ審査ヲ附託スヘキ委員ノ選舉

○恆松隆慶君 此日程モ九名ノ委員ヲ議長指名アランコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 恆松君ノ發議ノ通御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、日程十五ニ移リマス、朗讀ハ省略致シマス

第十五 生絲検査法案(政府提出)

第一讀會

生絲検査法

第一條 本邦生産ノ生絲ハ生絲検査所ノ検査ヲ受クルコトヲ得

第二條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ輸出向生絲ニ付検査ノ請求ヲ命スルコトヲ得

第三條 前條ニ依リ生絲検査ノ請求ヲ命シタル場合ニ於テ検査ヲ受ケサル生絲ヲ輸出シ又ハ輸出セムトシタル者ハ五十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

生絲検査所法ハ之ヲ廢止ス

(農商務大臣松岡康毅君登壇)

○農商務大臣(松岡康毅君) 此案ハ更ニ簡單ナ案デゴザイマシテ、現今マデ輸出ノ生絲ニ付キマシテ、検査ヲ無手數料デシテ居リマシタ、然ルニ唯今マデノ検査ノ致方ハ所謂拔キ検査ト申スノデ、手數モ簡單デゴザイマシタ、然ルニ外國市場ノ景況等ニ依リマシテ、輸出ノ生絲皆検査ニスル必要ヲ認メマシタ、就イテハ聊ナガラ手數料ヲ取テ、皆

検査ヲスルト云フコトニ改メヤウト云フ考カラ、本案ヲ拵ヘマシタモノデゴザリマシテ、御賛成ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 日程十六ニ移リマス

第十六 右議案ノ審査ヲ附託スヘキ委員ノ選舉

○恆松隆慶君 此案モ九名ノ委員議長指名アラシコトヲ望ミマス

(「賛成々々」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 恆松君ノ發議通御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス、日程第十七ニ移リマス、朗讀ハ省略致シマス

第十七 明治三十八年勅令第九十四號(承諾ヲ求ムル件)(政府提出)

明治三十八年勅令第九十四號

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條及第七十條ニ依リ公債募集ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十八年七月八日

内閣總理大臣	伯鸞桂	太郎
兼外務大臣		
海軍大臣	男爵山本權兵衛	
內務大臣	子爵芳川顯正	
農商務大臣	男爵清浦奎吾	
大藏大臣	男爵曾禰荒助	
陸軍大臣	寺內正毅	
司法大臣	波多野敬直	
遞信大臣	大浦兼武	
文部大臣	久保田讓	

勅令第九十四號

政府ハ臨時事件費支辨ノ爲公債三億圓ヲ募集スルコトヲ得
前項公債ニ關シテハ明治三十八年法律第十二號第五條及第六條ノ規定ヲ適用ス

(大藏大臣法學博士阪谷芳郎君登壇)

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君) 本案ハ昨年ノ七月募集致シマシタコロノ英貨公債三千万磅ノ事後承諾ヲ求メマス次第アリマス、其當時軍費ノ支出ガ前途段段巨額ニ上リマスニ付キマシテ此公債ノ募集ノ必要ヲ認メマシタノデゴザイマスガ、既ニ法律上ニ於キマシテ許サレタル額ヲ超過致シマシタノデ、即チ憲法ノ規定ニ依リマシテ、勅令ヲ以チマシテ募集ノコトヲ決行致シマシタノデゴザイマス、承諾ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 日程第十八ニ移リマス

第十八 右議案ノ審査ヲ附託スヘキ委員ノ選舉

○恆松隆慶君 是モ九名ノ委員ヲ議長指名アラシコトヲ望ミマス

(「賛成々々」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 恆松君ノ發議ノ通御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナシト認メマス日程十九ニ移リマス——本案ハ提出者ヨリ延期ヲシテ貴ヒタイト云フコトヲ申出デ居リマスガ、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 延期ニ御異議ガナシト認メマス

(「異議アリ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) マダ委員ノ指名ニナラヌ分ハ、追テ公報ヲ以テ御通報致シマス、又次會ノ日程等モ、追テ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日は是ニテ散會致シマス
午後二時十三分散會

